

改正商品取引所法のガイドライン・政省令整備に関する意見書

2004年7月16日
日本弁護士連合会

商品取引所法（昭和25年法律第239号）の一部を改正する法律が、本年4月16日衆議院本会議で、4月28日参議院本会議でそれぞれ可決され、同年5月12日公布（法律第43号）された。今回の法改正で、政府は、委託者保護を充実させるために、法改正後に、勧誘、説明義務、適合性についてはガイドラインを策定し法執行の強化徹底を図るとの方針を示し、現在策定作業に着手している。また、法改正に伴う政省令も整備されることになっている。

当連合会は、商品先物取引被害の防止及び救済に一貫して取り組み、今回の商品取引所法改正に際しても、より抜本的な制度改革を求める提言をしてきたが、法改正後のガイドライン、政省令の内容についても、当連合会の提言がさらに実現されるよう、本意見書を提出する。

第1 はじめに

当連合会は、今回の商品取引所法改正に際し、2003年11月21日付け「商品先物取引制度改革意見書」（以下、「制度改革意見書」という）を公表している。

この制度改革意見書は、これまでの委託者保護、公正な受託業務の確立という当連合会の基本的立場から先物制度改革に必要な次の10項目の実現を提言したものである。

すなわち、

- 不招請勧誘、広告の禁止
- 適合性原則の徹底
- 説明義務の法定化
- 取引禁止期間、習熟期間等新規委託者保護措置の強化
- 両建、向玉等の客殺しの禁止
- バイカイ付け出しの禁止、完全ザラバの実施
- 完全分離保管等委託者債権保全措置の強化
- 監督機関の一元化及び監督権限強化等
- 実効性ある法規制
- 自主規制機関の強化

である。

今回の商品取引所法改正では、勧誘規制の強化、説明義務の法定化、適合性原則の法定化、委託者債権の保全等当連合会の提言の一部が取り入れられたものの、不招請勧誘の禁止や監督機関の一元化等も見送られ、委託者保護、公正な受託業務の確保という観点からはまだ満足のいくものではない。

そこで、当連合会は、今後策定されるガイドラインあるいは政省令の整備において、委託者保護、公正な受託業務の確保という観点から、ガイドライン、政省令の内容によって当連合会の提言がさらに実現化されるよう、本意見書を提出する次第である。

第2 ガイドラインに関する要望

1 ガイドライン策定の基本姿勢

政府が予定しているガイドラインは、勧誘、説明義務、適合性原則に関するものである。

このガイドラインは、国会での政府説明にあるとおり、改正商品取引所法の解釈、運用の指針を示すものであり、これに対する違反は、事実上法律違反と扱われ、各種制裁等の対象になる重要なものである。

そこで、ガイドラインの策定にあたっては以下のような基本姿勢で望むべきである。

(1) 具体的内容を盛り込むこと

ガイドライン策定の背景には、昨今の商品先物取引被害の増加を踏まえ、今後の被害予防と公正な取引の実現という目的があるので、ガイドラインにはその目的に沿った具体的な内容を盛り込むべきである。

(2) 従前からの規制を踏まえ、さらにこれを充実させる内容であること

ガイドラインは、委託者保護のために従前規制されていた事項を全て継承し、それを発展させるものでなくてはならない。すなわち、政府は、平成2年法改正の際、前年に社団法人全国商品取引所連合会（全商連）の受託業務指導基準が改正され、これまでの取引所指示事項や全協連協定が見直され、それらの内容が抽象化、一般化されてしまったことについて、従来の取引所指示事項、協定で規制した事項は撤廃されたのではないではないと明言していた（当連合会発行・「先物取引救済の手引き（四訂版）」序及び同書29頁参照）。また、平成10年法改正後に特定売買の規制であるチェックシステム、MMT（ミニマムモニタリング）の廃止、新規委託者保護措置の一律規制廃止の際にも、政府は、その規制自体を廃止したのではなく、これまでの法規制から自主規制へと規制方式を変更したものにすぎないとの説明をしてきた。しかし、これらの規制の廃止によって、先物業者に「規制が撤廃された」との口実を与え、そのことが先物被害を増加させ、挙げ句の果ては商品取引員の破産という結末を招き、被害をより深刻化させてしまったという動かしがたい事実がある。

今回のガイドラインは、そうした過去の反省に立って策定されなければならない。

(3) 付帯決議を実現させるものであること

今回の法改正の際に衆参両院において、委託者保護の徹底の観点から、以下のような付帯決議がなされているが、ガイドラインは、これらの付帯決議の趣旨を踏まえ、これを実現させるものでなければならない。

個人委託者の保護のため、商品取引員の勧誘方法に関し、適合性原則の徹底を始め関係法令を遵守するよう厳格に指導すること。特に、新規の委託者の保護には万全を期すこと。両建て勧誘、特定売買、向玉については、悪用されることのないよう厳正に対処すること。商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう努めること。

監督体制については、農林水産省及び経済産業省が十分緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会（CFTC）なども参考にして、今後の監督体制の強化について検討すること。

交付する書面については、個人委託者にとってわかりやすい内容のものとするよう努める

こと。

2 ガイドラインに盛り込むべき具体的内容

(1) 勧誘・広告に関するガイドライン（改正法214条関係、制度改革意見書・意見の趣旨1）

勧誘に関するガイドラインには、より広く、勧誘規制、及びこれと密接な関係にある広告に関する規制を盛り込むべきである。

i 広告規制には、おとり広告、誤解広告を禁止すべきである。

商品先物取引以外の現物取引、投資関連資料の送付、経済講演等を広告して、これに応募あるいは問合せをしてきた者に対して、商品先物取引を勧誘することを禁止する。

広告文言に関連して警告表示をわかりやすく表示すべきである。

商品先物取引の広告を掲載する場合に、「商品先物取引は、極めて投機性の高い取引です。」「相場変動・手数料負担等によって、多額の損失を被る危険性のある取引です。」「預託した委託証拠金を超える損失が生じることもあります。」「商品先物取引を理解するに足る経済知識のない人、投機取引の経験のない人、投機性に耐え得る余裕資金・収入のない人には勧められません。」などの文言を入れ、これを大きなポイントで、読者にとってわかりやすい位置に警告表示すること。

勧誘ルール（改正法214条5号、6号、7号）

改正法214条5号は、勧誘拒否したものに対する再勧誘の禁止を、同6号では、勧誘の方法として、「迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘すること」を禁止している。7号では、勧誘に先立って、自己の商号、商品先物取引の勧誘であることの明示、勧誘を受ける意思の有無の確認を義務づけている。

そこで、勧誘に関するガイドラインの内容は、これまでの先物被害の実態、先物訴訟の判決などを踏まえ、次のようにすべきである。

迷惑電話、訪問勧誘の禁止（改正法214条6号関係）

商品先物取引を電話または訪問等で勧誘する場合（以下、単に「勧誘」という）は、夜間、早朝、勤務時間内など顧客にとって、迷惑な時間帯にしてはならない。

勧誘目的の告知、勧誘受諾の意思確認義務（改正法214条7号関係）

勧誘しようとする者は、最初に、その商号と勧誘目的が商品先物取引の勧誘であることを告知しなければならない。次に、商品先物取引について、その内容、仕組み、危険性、商品先物取引における適合性原則の内容、勧誘は顧客の承諾がないとできないことを告げなければならない。そして、勧誘を受けるか否かの意思の有無をはっきりと確認しなければならない。

再度の勧誘禁止（改正法214条5号関係）

顧客が、勧誘を拒否した場合は、勧誘を中止し、再度の勧誘をしてはならない。

不明確な態度の勧誘の禁止（改正法214条7号関係）

顧客が商品先物取引の勧誘を受けることの意味を明確にしない場合は、勧誘してはならない。

飛び込み訪問禁止（改正法214条6号関係）

事前の承諾のない、いわゆる飛び込みによる勧誘を行ってはならない。

強引、執拗な勧誘の禁止（改正法214条6号関係）

強引、執拗、長時間の勧誘はしてはならない。

記録保存義務

以上のルールの遵守状況を確認するため、顧客との電話内容・会話内容を録音するなどして記録し、これを一定期間保存しなければならない。顧客から開示請求があった場合、当該記録内容を開示しなければならない。

(2) 説明義務に関するガイドライン（改正法 218 条関係、制度改革意見書・意見の趣旨 3）

今回の法改正で説明義務とそれに違反する場合の損害賠償義務が新設された（改正法 218 条 1 項、2 項）。

改正法においてその義務違反が損害賠償の対象とされる説明事項は、

実際に行っている商品先物取引の額は、取引証拠金等の額よりも著しく多額であること
相場変動により、損失のおそれがあり、取引証拠金等の額を上回るおそれがあること

その他当該受託契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

とされている（同条 2 項）。

そして、説明すべき事項は、損害賠償義務がある ないし の事項に加えて、受託契約の概要その他省令事項であり、説明の方法は、省令で定める（改正法 218 条 1 項）とされている。

このように、改正法 218 条における説明義務については、受託契約締結段階の説明義務（勧誘段階）について規定している。しかし、商品先物取引は、勧誘から、取引継続中、取引終了まで一連一体のものとして把握する必要があるのであるから、説明義務に関するガイドラインについては、単に勧誘段階だけではなく、取引継続段階、取引終了段階に至るまで、それぞれの段階において策定すべきである。

そこで、説明義務に関するガイドラインの内容は、次のようにすべきである。

説明義務総則

商品先物取引の仕組み、危険性、その他委託者保護に必要な事項等それらの内容は、委託者が理解できるよう、具体的にわかりやすく説明しなければならない。

勧誘段階における説明義務の内容（改正法 218 条関係）

勧誘を受けることを承諾した顧客に対して、勧誘する場合には、次の事項を、具体的に説明しなければならない。

商品先物取引の内容、仕組み、危険性

取引は買玉だけでなく、売玉もできること。その理由。1 枚から取引ができること。委託手数料は高額であり、取引を繰り返すと取引で得た利益よりも委託手数料の額が上回り、委託手数料だけで損となってしまうおそれがあること。値上がりすると思って買玉しても、当日には暴落する危険もあること。

商品先物取引は、知識、経験、資金、情報が十分ある人が参加できる取引であること。商品先物取引に投入できる金額は無駄になってもさほど影響のない余裕資金の 3 分の 1 程度が相当であるとされていること。借金してやってはいけないこと等。

価格変動の要因と予測の困難性

価格変動の要因は複雑であり、その予測はプロや専門家でも極めて困難であること等。

相場が逆になった場合の対処方法

価格は、一日でも大きな変動があり得ること。建玉を維持するためには、追証等は翌日

正午まで預託しなければならないこと。

一般委託者の最終損得の割合（含む当該商品取引員における委託者の損得の割合）

委託者の約9割が最終的には損失で終わっていること。当該商品取引員における委託者の最終損得の割合。

投入可能金額と相当な取引枚数（満玉の危険性等）

商品先物取引に投入すべき資金は余裕資金の3分の1程度にすべきであると言われていくこと。予め、当該委託者の予定投入金額を決めておくこと。

委託手数料と税金について

委託手数料は株取引に比べ一般に高額であること、また、最終的に損失で終わっても取引継続中に一定の時点で利益があれば税金が発生すること。

自己売買と利益相反の可能性

商品取引員も委託者と同じ商品について取引を行っていること、及びその際の商品取引員の建玉は委託者と反対の取引となる場合があること。

当該商品取引員の訴訟、紛議件数と過去の処分件数及び内容

説明方法、説明記録の保管等（改正法217条、218条関係）

説明の仕方について、顧客と受託契約を締結する場合には、事前に、法定書面を交付し、その内容を説明し、前項について十分理解していることを確認した後でなければ契約を締結してはならない。

受託契約締結後でなければ取引ができないこと。新規委託者には、新規委託者保護措置があり、商品取引員はそれを遵守しなければならないこと。

説明にあたっては、担当者の氏名、住所、所属、肩書き等を明示し、説明を行った場所、時間、内容の記録を文書等で残しておくこと。

取引継続中の説明事項

現時点における取引の状況について、その都度説明すべきである。その場合、現行の売買報告書等は商品先物取引について知識・経験の乏しい者には非常にわかりにくいので、そのような者にもわかるように説明すべきである。

そして、取引継続中の説明においては、以下の点を説明すべきである。

各商品ごとに1枚の取引に必要な証拠金の額。

最低年2回、最初の取引から現在までの取引状況等を、委託者勘定元帳、証拠金現在高帳、取引グラフ等を交付し、説明しなければならない。現在の委託者の損益と累積手数料額は不可欠である。

1ヶ月ごとの、取引価格の推移（取引所の月報写し等）。

全部手仕舞した場合の返金できる金額をわかりやすく明示すること。

商品取引員の自己玉の状況。顧客と反対の建玉の場合、その理由。

その他顧客から説明を求められた事項

取引終了段階の説明事項

顧客の全ての取引について、委託者別先物取引勘定元帳、委託者別委託証拠金現在高帳、取引グラフ等の書面を交付し、取引の結果等及びその顛末を説明しなければならない。

顧客の個々の取引につき、取引担当者の氏名、住所、所属。

その他顧客から求められた事項

記録保存、開示義務

ないし の説明の遵守状況を確認するため、顧客に対する説明状況を録音・録画するなどして記録し、これを一定期間保存しなければならない。顧客から苦情申し出があった場合、当該記録内容を開示しなければならない。

(3) 適合性原則に関するガイドライン (改正法 215 条、制度改革意見書・意見の趣旨 2)

改正法 215 条は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行って、委託者の保護に欠け又は欠けることとなるおそれがないよう商品取引受託業務を行わなければならない、として商品先物取引における適合性の原則を謳っている。

今回の改正前にも適合性原則は存在したが、それは改善命令の 1 事由としていわば間接的に規制しているだけであった (旧 136 条の 25・1 項 4 号)。しかし、改正法はこれを正面から規定しており、これは適合性原則の重要性を深く認識した結果である。

そして、改正法においては、不適格者の勧誘禁止と、不適正な受託業務の禁止を規定しているので、

ガイドラインにおいては、

先物取引を行うに必要な知識、経験、財産
に照らし不相当と認められる勧誘
委託者の保護に欠け又は欠けるおそれのある商品取引受託業務
の内容及びその判断基準を具体的に明示するものでなければならない。

適合性原則とは、委託者について商品先物取引を行うにふさわしい資格を問うものであるから、勧誘段階だけでなく、取引継続段階も必要である。

そこで、適合性原則に関するガイドラインの具体的内容は、先物被害の実態、従来の法令諸規定やこれに関する判例等を踏まえ、以下のような内容にすべきである。

適合性と調査義務

商品先物取引における適格性と調査義務

商品先物取引は、自由な意思、判断で取引を行う必要があるから、これらの前提として知識、経験が必要であり、特に対象となる商品の価格変動に関する知識を備え、その情報をタイムリーに入手し、それを判断できる能力が必要である。また、商品先物取引を行うためには余裕資金の 3 分の 1 の範囲内で行うべきであると言われている。

そこで、これらが十分ではないものは商品先物取引における適格者とは言えない。

従って、商品取引員は、委託者が上記の適合性原則の要件を具備しているかどうかについて、勧誘から取引期間中において絶えず調査する義務があると言わなければならない。

調査義務の内容

商品先物取引の知識が十分か否かを調査する方法として、少なくとも事前交付書面や外務員が行うべき説明内容を委託者が理解しているか否かをテストする必要がある。そして、このテストの少なくとも 90 パーセント以上正解できなかったものは知識が不十分として、適格性を欠くと判断すべきである。

テストの内容としては、追証の発生する要件・追証金の預託期限及び金額、商品先物取引で一般委託者の損得の割合、先物取引はゼロサムの世界であること、商品取引員も取引を行っていること、商品取引員の建玉は、委託者の建玉とは反対の建玉を建てることがあり、利害相反する場合があること、相場が逆になった場合の対処の仕方とそれぞれの長所

・短所、両建をすると預託していた証拠金を倍支払うことになるのに、それらが返還される保証はないことなどは不可欠である。

商品先物取引の経験の有無について、商品先物取引は仕組みが複雑であり一般には理解しにくいものであること、また、極めて投機性が高いことから、先物取引の経験のない者、少なくとも株式等投機取引の経験のない者に商品先物取引を勧誘してはならない。経験の有無の調査は、先物取引及び他の投機取引の経験の有無は、具体的に、投機取引の内容、業者名、それを裏付ける書類等を確認して行うべきである。

余裕資金の調査は、投資予定金額を最初に確認し、その3倍の余裕資金を有していることを調査することであるが、それは単に口頭ではなく裏付をとるべきである。

情報の種類及び入手方法も確認し、少なくとも、経済新聞、インターネット等による情報の入手ができないものは、適合性がないと判断しなければならない。

商品先物取引不適格者

未成年者、成年被後見人、精神障害者、長期療養者、年金生活者、定期的収入のない者、高齢者（65歳以上）、若年者（30歳未満）、公金取扱者、金融機関の責任者等を先物取引不適格者とし、これら不適格者に対する勧誘を禁止する。

以上の他、時間的余裕がない者や、取引に対する興味、関心、取引意欲、決断能力がない者も不適格者であって、商品先物取引を勧誘してはならない。

不適當な勧誘

借金して商品先物取引を行なうよう勧誘してはならない。

借金をして商品先物取引を行っていることが判明したら受託を継続してはならない。

熟慮期間

商品先物取引受託契約締結後、14日間が経過した後でなければ、取引を受託してはならない。

新規委託者保護措置

新規に商品先物取引を行う者に対しては、最低3ヶ月以上の習熟期間を設けその習熟期間中は20枚を超える建玉をさせてはならない。

新規委託者とは、過去に商品先物取引を3ヶ月間以上行った経験のない者とする。

習熟期間中は、例外的にも超過建玉を認めない。

新規委託者に関しては、3ヶ月以上の習熟期間中、例外なく、利益金・損失金をその都度精算するものとし、利益金を証拠金に振り替えてはならない（利益金振替の禁止）。

いわゆる特定売買の禁止

習熟期間中は、直し、途転、日計り、両建、手数料不抜きのいわゆる特定売買を勧誘してはならない。

商品先物取引への投入金額

顧客が行う商品先物取引の範囲は、取引の最初に決定することとし、顧客が危険性を十分に理解した上で取引継続を強く希望するなどの特段の理由がない限り、その範囲を超えて取引をしてはならない。

利益金返還精算の原則

利益金は原則として返還しなければならない。

利益金を返還せずに証拠金へ振り替える場合、その都度、顧客の書面による承諾（残高照

合通知と同じく本社から郵送し、郵送で送り返した場合のみ有効とする)を受けなければならない。

適合性原則違反の効力

適合性原則に違反した勧誘又は受託を行なった場合、速やかに取引を終了させ、原則として預託金を全額返還すること(例外として、取引後に適格性を欠いた場合は、それ以降の預託金を返還すること)。

第3 政省令整備に関する要望

改正商品取引所法に基づく政省令の整備にあたって、以下の事項は委託者保護に関係する部分であるので、当連合会制度改革意見書(第1参照)に沿った次の内容をそれぞれ盛り込むべきである。以下、制度改革意見書との対応がわかるよう、条文の次に、意見書の提言番号を付している。

1 政令事項について

(1) 受託契約前の重要説明事項(改正法217条1項3号、制度改革意見書・意見の趣旨3)

改正法217条1項3号では、受託契約に関する顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを政令で定めるとしている。

改正法217条の規定は、いわゆる事前書面の交付に関するもので、これは、同法218条の説明義務の内容となるものであって、しかも、この説明義務違反については損害賠償義務が課せられる重要な事項である。

改正法217条1項3号において商品先物取引の受託契約を締結する際に「顧客の判断に影響を及ぼす重要な」事実は、同条1項1号(商品先物取引の仕組)と2号(危険性)のより具体的な事実の内容に関するものであり、それは以下のような事項であり、改正法217条1項3号の政令事項には、これらが盛り込まれるべきである。

商品先物取引に参加する者の損益の割合。

商品先物取引の委託手数料が、高額であって、取引を繰り返すと取引の利益より委託手数料の額が上回り、委託手数料だけで損となるおそれがあること。

商品取引員自身も取引を行っており、顧客と反対の取引を行い、利益が相反する場合があること(向玉)。

相場が逆にいった場合は、一旦仕切って出直すことが最も望ましいとされていること。両建は、泥沼に引きずり込む常套手段といわれる極めて危険な方法であること。

商品取引員がこれまで受けた行政処分、5年間の紛議件数、現在継続している訴訟件数及び内容等。

(2) 資産の国内保有(改正法234条、制度改革意見書・意見の趣旨7)

破綻した東京ゼネラルの例から、資産は国内に保有することを原則とし、海外に保有する場合は、その内容を主務省に届け出をすべきである。

(3) 委託者保護基金関連(改正法303条1項6号、同306条1項、制度改革意見書・意見の趣旨7)

改正法303条1項6号には、商品取引員の信用不安事由として、商品取引員に対する租

税の滞納処分、または第三者から差押を受けたときを含めるべきである。

改正法306条は商品取引員による円滑な弁済が困難かの判断を政令で定めることになっているが、そもそも委託者の商品取引員に対する損害賠償債権は、委託者保護基金の補償債権(304条の一般委託者債務)に含まれるべきであるから、この点も政令で明確にすべきである。

2 省令事項について

(1) 外務員の登録原簿記載事項(改正法200条5項、制度改革意見書・意見の趣旨1・8・9)

先物被害の実態から、外務員のモラルの低さが大きな原因となっているので、責任を自覚させ、被害防止の観点から従前の外務員の住所と、外務員経歴のほかに新たに、外務員が被告になって責任が認められた判決、紛議の件数及び内容も登録すべきである。

(2) 分離保管に関する事項(改正法210条、制度改革意見書・意見の趣旨7)

分離保管を徹底させることは極めて重要であって、委託者が預託した金員・有価証券等及び先物取引による清算金等は委託者の財産であって、商品取引員の資産とは完全に分離し、商品取引員が一切委託者の財産を利用、処分できないよう分離保管を徹底すべきである。

また、分離保管が遵守されているか、従来1月ごとの報告では不十分であるから、これを1週間に一度報告させるべきである。また、分離保管違反に対しては、厳しい処分を行うこと。

(3) 不当勧誘等(改正法214条8号、制度改革意見書・意見の趣旨1・2・3・4・5)

取引の勧誘から取引終了までの商品先物取引におけるいわゆる「客殺し」といわれる行為は、ここで禁止すべきである。

すなわち、勧誘段階では、事前の承諾なく、電話、訪問、ファックス、Eメールなどの方法で商品先物取引を勧誘することは、迷惑、不意打ちな勧誘であるから、委託者の保護に欠ける行為であって禁止すること。

取引段階では、両建(同一枚数、同一限月に限定しないこと)の勧誘、向玉(差玉向含む)、無敷、薄敷、ころがし、仕切拒否・回避等は、委託者の保護に欠け又は取引の公正を害する行為であるから禁止すべきである。

(4) 事前書面交付に関する事項(改正法217条1項、制度改革意見書・意見の趣旨1・3)

事前書面交付は、委託者が商品先物取引の仕組み危険性等を理解してから契約締結できるように、受託契約締結日と事前交付書面の交付時期は最低1週間は必要とすべきである。

商品先物取引の経験者の場合であっても、事前書面交付の重要性に変わりはなく、再度事前書面を交付すべきである。

(5) 事前書面の記載事項(改正法217条1項4号、制度改革意見書・意見の趣旨1・3)

(1)改正法217条1項3号は政令事項であり、同項4号は省令事項であるが、その差は顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものかどうかによる。

(2)上記政令事項に加えるべき事項(本意見書第3・1)で除外されるものがあれば、省令事項に盛り込むべきである。そのほかに、苦情の問い合わせ先として、日本商品先物取引協会のほかに、国民生活センター、各地の弁護士会を挙げるべきである。また、当該商品取引員における一般委託者の最終的な損益結果の割合、紛議、訴訟の具体的内容とそれらの結果も記載すべきである。

(3)書面の記載にあたっては、説明事項、説明内容は平易かつ見やすい文字で記載し、適宜図示

するなどして委託者が理解できるよう最大限の配慮をすべきである。

(6) 説明義務の時期（改正法 218 条 1 項、制度改革意見書・意見の趣旨 3 項）

商品先物取引の経験者であるということだけで、説明義務を免除すべきでない。例えば、経験者であっても、過去に商品先物取引で商品取引員に勧められるままに取引をして損失を出し、商品先物取引の仕組み、危険性等を十分に認識しないままに、その損を取り戻すためと称して別の商品取引員から勧誘を受けて再度取引を行おうとする場合などは、再度、先物取引の仕組み、危険性等の重要事項等の説明を十分行うことが必要である。

(7) 取引成立通知事項（改正法 220 条 1 項、制度改革意見書・意見の趣旨 3）

売買報告書には、そのときの売買の内容だけでなく、現在ある委託者の他の建玉の状況、これまでの累積した取引の結果、損益及び累積手数料の額も報告すべきである。

また、委託者が取引をした時点で商品取引員も自己売買を行っていた場合には、委託者との間の利益相反関係を疑われないよう、その時点の商品取引員の取引の内容（板寄せであれば、そのときの場節、ザラバであれば、委託者の取引成立前後 10 分間）及びその営業日における取引の内容も売買報告書に開示すべきである。

(8) 商品取引責任準備金（改正法 221 条 1 項・2 項、制度意見書・意見の趣旨 7 項）

商品取引責任準備金は、取組高に応じ、商品取引員が受託に関して生じた事故の損失補填に充てるものとされている（改正法 221 条 1 項・2 項）。

その判断基準として、紛議、訴訟が多発している商品取引員、向玉を行っていると思われる商品取引員に対しては、準備金を高くすることができるよう機動的に対処できるようにすべきである。

(9) 営業報告書、商品取引受託業務及び財産状況報告書（改正法 224 条 1 項・2 項、制度改革意見書・意見の趣旨 5・6・8・9）

営業報告書は、透明性、公正性を確保し、委託者を保護するために、以下の事項を盛り込むべきである。

事業年度における、委託者の新規、継続別委託者数。取引終了した委託者について、取引期間と損益、預託証拠金額及び手数料合計。自己玉についての、取引所、商品別、損益。新規、継続別紛議、訴訟件数とその内容。行政処分、取引所、日商協処分、判決件数と内容。先物取引をめぐる不祥事（刑事事件、）の関連性の有無。

(10) 業務停止命令事由（改正法 232 条 2 項 4 号、制度改革意見書・意見の趣旨 1・2・8）

業務停止命令事由として、商品先物取引が原因となった刑事事件が発覚した場合及び発覚しなくても、公金横領、不正資金流用などが認められた場合、その他委託者からの苦情、紛議、訴訟が多発している場合を追加すべきである。

以 上